

お知らせ＜感染症＞

東京都江戸川区上一色1丁目13番1号

社会福祉法人

善隣館保育園

TEL 03(3652)2668

保護者様

お子さまが感染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。

ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、以下の通りです。

なお、医師により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

登園するときに下記証明書をお持ちください。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日をすぎ、かつ、解熱した後3日をすぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日をすぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発しんが消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、2日をすぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始後1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	その他の感染症 ()	

----- キ リ ト リ セ ン -----

証 明 書

善隣館保育園 園長殿

組 氏名

病名

月 日から登園してもよいことを証明します。

平成 年 月 日 医師